

白崎保育園 「重要事項説明書」

1. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人友岡福祉協会
事業者の所在地	鹿児島県鹿屋市白崎町 15 番 18 号
事業者の連絡先	TEL 0994-42-3589 FAX 0994-42-3585
代表者氏名	理事長 友岡 善寛
定款の目的に 定めた事業	第二種社会福祉事業（保育所の経営）

2. 施設の概要

種別	保育所型認定こども園	
名称	白崎保育園	
所在地	鹿児島県鹿屋市白崎町 15 番 18 号	
連絡先	TEL 0994-42-3589 FAX 0994-42-3585	
ホームページ	http://shirasaki-h.or.jp/	
施設長氏名	園長 友岡 善信	
開設年月日	昭和 43 年 3 月 1 日	
認可定員	70 名	
利用定員	0 歳児 （「3 号認定」の子どものうち、満 1 歳未満の子ども）	6 名
	1 歳児及び 2 歳児 （「3 号認定」の子どものうち、満 1 歳以上の子ども）	16 名
	3 歳以上児 （「2 号認定」の子ども）	33 名
	3 歳以上児 （「1 号認定」の子ども）	15 名
クラス編成	もも組（0 歳児） ちゅうりっぷ組（1 歳児） たんぽぽ組（2 歳児） すみれ組（3 歳児） ひまわり組（4 歳児） さくら組（5 歳児）	
職員体制 (R6 年 4 月予定)	園長（1 名）、副園長（1 名）、主任保育士（1 名）、 副主任保育士（2 名）、常勤保育士（7 名）、非常勤保育士（8 名） 栄養士（2 名）、事務員兼保育士（1 名）、補助職員（1 名）	
敷地	敷地面積 1954.25 m ²	
園舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建 延床面積 399.55 m ²	

3. 施設の目的及び運営方針、提供する保育の内容、年齢別保育目標、保育の特徴

<p>施設の目的</p>	<p>白崎保育園（以下「本園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、本園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。</p>
<p>施設の運営方針</p>	<p>本園は、「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」、「鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、以下の教育・保育理念、教育・保育方針、教育・保育目標に沿って運営を行う。</p> <p>≪教育・保育理念≫ 「子ども一人ひとりを大切にし、保護者・地域から安心・満足・信頼される保育園を目指す。」</p> <p>≪教育・保育方針≫ 「一人ひとりの子どもの発達段階や特質をよく把握し、常に愛情深く、きめ細かい指導に努めていきます。」</p> <p>≪教育・保育目標≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分らしさを十分発揮できる人間」 ・「心を分かち合う人間」 ・「自分の場がある」 ・「自分のしたいこと、できることを自分でしようとする」 ・「生活に応じた行動の仕方を身につける」
<p>提供する保育の内容</p>	<p>本園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、乳幼児の発達に必要な特定教育・保育を提供する。</p>
<p>保育の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の自由な発想で遊びを創造できるよう園庭には固定遊具をあまり置かず、築山、広場、砂場にエリア分けされた広い園庭でダイナミックにのびのびとした外遊びが出来るよう保育を行っています。 ・乳幼児期における心身の発育を促すため、子どもたちは裸足で過ごします。 ・本園では、完全給食を行っています。和食中心の献立で、腸内環境を整える為に納豆を積極的に献立に取り入れています。 ・子ども同士や子どもと大人との関りから生まれてくる発想を大切にし、遊びを中心とした保育を行っています。 ・毎日、15時のおやつは手作りのおやつを提供しています。

4. 設備の概要

設備	数	面積
乳児室兼ほふく室兼保育室	2室	100.39 m ²
保育室	4室	173.90 m ²
調理室	1室	22.35 m ²
調乳室	1室	1.28 m ²
幼児用トイレ	1室（大便器6個、小便器6個）	23.93 m ²
もく浴室	1室（乳児用便器2個）	6.68 m ²
医務室	1室	9.57 m ²
事務室	1室	36.50 m ²
屋外遊戯場（園庭）	1箇所	1282.50 m ²

配置図



5. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
開園時間	午前7時00分～午後6時30分（11.5時間）
教育保育時間	午前8時30分～午後12時30分まで（4時間）
預かり保育	朝：午前7時00分～午前8時30分まで
	夕：午後12時30分から午後6時30分まで
	土曜：午前7時00分から午後6時30分まで
	休業（夏季・冬季・学年末始）期間 ※時間は土曜日と同様
休業日 及び 休園日	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業：8月1日～8月31日 ・冬季休業：12月25日～1月7日 ・学年末休業：3月21日～3月31日まで ・学年始休業：4月1日～4月5日まで ・土曜日・日曜日 ・「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・年末年始（12月29日～1月3日） ・年度末（2日間） <p>※土曜日は毎月1回（4月と3月を除く）、園内の消毒や修繕・保育室等の消毒、清掃・職員研修等の為に午前保育（原則午後1時まで）を行っています。</p> <p>※台風・地震等の自然災害時及び伝染病流行時、その他これに類するやむを得ない事情があるときは、必要最小限度の期間を臨時休園とすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁より大雨、暴風等の特別警報が発令された場合。 ・水害・土砂災害について鹿屋市よりF地区（白崎町）を含む地域に警戒レベル4（避難指示）が発令された場合。（警戒レベル3が発令された時点で保護者へ連絡を行います） ・台風接近により大隅地方が平均風速25m/s以上の暴風域圏内に入ることが予想される場合。 ・自然災害等により近隣の小学校等が休校となった場合。 ・自然災害等により本園に重大な損害が生じ、通常の保育が行えない場合。

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	午前7時00分～午後6時30分（11.5時間）	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分まで（11時間）
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分まで（8時間）
延長保育	保育標準時間	午後6時00分から午後6時30分
	保育短時間	朝：午前7時00分～午前8時00分まで
		夕①：午後4時00分～午後6時00分まで
		夕②：午後6時00分から午後6時30分
休園日	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・年末年始（12月29日～1月3日） ・年度末（2日間） <p>※土曜日は毎月1回（4月と3月を除く）、園内の消毒や修繕・保育室等の消毒、清掃・職員研修等の為に午前保育（原則午後1時まで）を行っています。</p> <p>※台風・地震等の自然災害時及び伝染病流行時、その他これに類するやむを得ない事情があるときは、必要最小限度の期間を臨時休園とすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁より大雨、暴風等の特別警報が発令された場合。 ・水害・土砂災害について鹿屋市よりF地区（白崎町）を含む地域に警戒レベル4（避難指示）が発令された場合。 （警戒レベル3が発令された時点で保護者へ連絡を行います） ・台風接近により大隅地方が平均風速25m/s以上の暴風域圏内に入ることが予想される場合。 ・自然災害等により近隣の小学校等が休校となった場合。 ・自然災害等により本園に重大な損害が生じ、通常の保育が行えない場合。 	

6. 利用者負担その他の費用の種類

利用料 (基本保育料)	保護者の居住する市町村が定める利用者負担 (基本保育料)
延長保育利用料	<p>教育標準時間認定・保育標準時間認定または保育短時間認定を受けた子どもが延長保育を利用した場合、延長保育の提供に要する費用の一部として、延長保育料を支払って頂きます。但し、本園の行事等により延長保育を利用した場合は、延長保育料は免除となります。</p> <p>「保育標準時間認定」 ・午後 6 時 00 分～午後 6 時 30 分 : 1 回あたり 100 円</p> <p>「保育短時間認定」 ・午前 7 時 00 分～午前 8 時 00 分 : 1 回あたり 100 円 ・午後 4 時 00 分～午後 6 時 00 分 : 1 回あたり 200 円 ・午後 6 時 00 分～午後 6 時 30 分 : 1 回あたり 100 円</p> <p>※延長保育に係る時間は登降園管理システムで使用するタブレット等の端末の時間を基準とします。 ※延長保育を利用した場合には、利用した時間の長短にかかわらず、上記の時間帯に応じた延長保育利用料を一律で徴収させていただきます。</p>
預かり保育利用料	<p>1 号認定 (教育標準時間認定) を受けた子どもが預かり保育を利用した場合、預かり保育の提供に要する費用の一部として、預かり保育利用料を支払って頂きます。但し、本園の行事等により預かり保育を利用した場合は、預かり保育料は免除となります。</p> <p>①教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育料 日額：450 円 (月額上限：11,300 円) ※満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過して居住する市町村から保育の必要性の認定を受けている子どもは、預かり保育料の無償化 (月額上限 11,300 円) の対象となります。</p> <p>②午後 6 時以降に預かり保育を利用された場合は上記の他に別途預かり保育料を支払って頂きます。 午後 6 時以降の預かり保育料 100 円/1 人</p> <p>※預かり保育に係る時間は登降園管理システムで使用するタブレット等の端末の時間を基準とします。 ※預かり保育を利用した場合には、利用した時間の長短にかかわらず、上記の時間帯に応じた預かり保育利用料を一律で徴収させていただきます。</p>

<p>給食費 (副食費相当額)</p>	<p>「対象」 当該年度 4 月 1 日時点にて 2 号認定子ども及び 1 号認定子ども (市町村が判定する副食費の徴収免除者を除く)</p> <p>「徴収金額」 月額 4,500 円 (途中入退所を除く欠席等による日割り計算 は行いません)</p> <p>「月途中入退所者の取り扱い」 入退所月は一日 1 8 0 円×登園日数を請求</p>		
<p>その他</p>	<p>K-NET 利用手数料</p>	<p>月額 11 円/1 口座</p>	<p>R 5 年 3 月時点</p>
<p>留意事項</p>	<p>本園は、上記に規定するものを除くほか、園児の入園料、記念品代、教材費は保護者から徴収致しません。しかしながら、保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、用途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで負担を求めることができるものと致します。</p> <p>1 号認定子どもの利用者負担額 (月額保育料) は、保護者の所得に応じて決まるため、次の補助金は交付されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園就園奨励費補助金 ・私立幼稚園就園児補助金 		
<p>利用料 延長保育利用料 預かり保育利用料 給食費の 支払いに関する事項</p>	<p>「支払方法」 口座振替</p> <p>「振替日」 翌月 15 日 (15 日が土日祝日の場合は翌銀行営業日) ※口座振替によるお支払いが確認できない場合は振替月 2 5 日 までに下記口座へ振込にて支払いをお願い致します。 振込手数料は保護者負担となります。</p> <p>「振込先」 鹿児島銀行 鹿屋支店 普通口座 口座番号：3 0 7 3 1 6 7 口座名：白崎保育園 利用料 園長 友岡善信 (シラサキイクエン リョウリョウ エンジョウ トモカシノブ)</p> <p>「領収書」 領収書は発行しません。支払いの確認は保護者口座の取引履歴によって確認するものとします。ただし、口座振替を行った事実について、書面による証明が必要な保護者には、本園にて本人確認を行った上で証明書を発行します。</p>		

7. 利用の開始、終了に関する事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・市町村が行う利用調整による
利用決定	重要事項に同意の後、利用契約書の締結による
利用の終了	<p>1. 当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了するものとします。</p> <p>(1) 「子ども・子育て支援法」第19条第1項第2号及び第3号に該当しなくなり、市町村による当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき。</p> <p>(2) 保護者から本園の利用について取り消しの申し出があったとき。</p> <p>2. 当園は、以下の場合、文書で通知することにより、利用契約を解除することができます。</p> <p>(1) 利用料金等の支払いが、支払い出来ない正当な理由なく2カ月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらず、支払いの意志を明確に示さず催告日から14日以内に支払われない場合。</p> <p>(2) 保護者、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員またはその関係者に対して、利用契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合。</p> <p>(3) 当該利用子どもの集団での生活が著しく困難で園設備、他利用子どもに損害が生じると園長が判断した場合。</p> <p>(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。</p>

8. 嘱託医

	内科	歯科
医療機関の名称	やのファミリークリニック	クリス歯科
医師名	矢野 常広	栗栖 佳夫
所在地	鹿児島県鹿屋市寿4丁目11-22	鹿児島県鹿屋市白崎町19-14
電話番号	0994-43-6248	0994-41-3931

9. 緊急時等における対応方法

<p>本園は、保育の提供中に、園児の体調の急変、事故、非常災害、その他緊急事態が生じた際には、速やかに当該園児の保護者等への連絡を行うとともに、別途に定める「安全管理マニュアル」に従い必要な措置を講じます。</p>

10. 非常災害対策

本園は、自然災害、火災、その他の非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、計画的に防災訓練を実施致します。	
防火管理者	園長 友岡 善信
消防計画届出年月日	平成 29 年 8 月 1 日
防災訓練	・避難訓練及び消火訓練は、毎月 1 回以上実施。 ・地震訓練及び不審者侵入想定訓練は、年 2 回以上実施。
防災設備	自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、消火器

11. 賠償責任保険の加入状況

本園は、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園総合保険（東京海上日動火災保険）
保険の内容	保育園児等傷害保険、主催行事参加者傷害保険、保育園賠償責任保険、個人情報漏えい対応保険

12. 苦情申し出窓口

苦情受付担当者	主任保育士 友岡 愛子	TEL 0994-42-3589
苦情解決責任者	理事長 友岡 善寛	TEL 0994-42-3589
第三者委員	法人監事 郷原 英昭 (社会福祉法人さくら保育園園長)	TEL 0994-42-4455
	法人監事 船隈 寿志 (社会福祉法人こぼと保育園園長)	TEL 0994-46-3764
受付方法	苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。 本法人内で解決できない苦情は、鹿児島県社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会（TEL 099-286-2200）に申し立てることができます。	

13. 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法) 特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者、並びに本園関係者が知りえた個人情報は当法人個人情報管理規定に則り処理いたします。 法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

14. その他保護者に説明すべき事項

その他保護者に説明すべき事項については、別途に定める「利用に際しての留意点」に記載しております。
--